

集積所からの持ち去りを禁止します(平成 24 年 7 月 1 日 条例施行)

集積所からの持ち去りを禁止します。

ごみ集積所に適正に排出された不燃ごみや粗大ごみの中からリサイクルが可能な資源物を持ち去る行為が多発しています。

町として、住民の皆様が安心して集積所にごみを出していただけるように、これらの行為に対して罰則を含めた法的措置を講じることができるよう条例の一部を改正しました。

・集積所からの持ち去り禁止

平成 24 年 7 月 1 日から、町が指定するごみ集積所に適正に排出された下記のごみを許可なく持ち去ることを禁止します。

- ・資源ごみ(びん類・缶類・ペットボトル・発泡スチロールトレイ)
- ・不燃ごみ(ガラス類・金物類)
- ・粗大ごみ

・違反した場合

条例に違反し、リサイクル可能資源を持ち去った者に対して禁止命令を出し、その命令に従わなければ、氏名等の公表や 20 万円以下の罰金が科せられます。

・持ち去りを目撃した場合

持ち去りを目撃した場合は、水道環境課又は加茂警察署上麻生警察官駐在所(48-1023)、神湊警察官駐在所(46-1002)へご連絡ください。

- ・日時
- ・場所
- ・車のナンバーや車種
- ・行為者の特徴

※直接の声掛けは、トラブルの原因となりますので、絶対にしないでください。